# 自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業実施要領

### 第1 目的

この実施要領は、循環型社会形成推進事業費補助金(自動車における再生材供給拡大に向けた産 官学連携推進事業)(以下「補助金」という。)交付要綱(以下「交付要綱」という。)第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、再生材の品質保証のための物性・懸念化 学物質等の分析装置導入及び使用済自動車に係る資源回収インセンティブ制度に参加する事業者に よるプラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破砕設備導入事業(以下「間接補助事業」と いう。)を支援することにより、再生プラスチックの質及び量の確保に貢献し、もって再生プラスチック市場構築を図ることを目的とする。

#### 第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金を活用して、使再生材の品質保証のための物性・懸念化学物質等の分析装置導入及び使用済自動車に係る資源回収インセンティブ制度に参加する事業者によるプラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破砕設備導入事業に対する補助金(以下「間接補助金」という。)を交付する事業(以下「補助事業」という。)を実施するものとする。

#### 第3 補助金の交付事業

#### (1) 交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業(以下「間接補助事業」という。)は、別表第1第1欄及 び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経 費(以下「間接補助対象経費」という。)について、補助金の範囲内において間接補助金を交付 する。

## (2) 間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- ア 民間企業
- イ 個人または個人事業主
- ウ その他環境大臣(以下「大臣」という。)の承認を得て補助事業者が適当と認める者

## (3) 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとする。

### (4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知

- イ 間接補助金交付先の採否及び翌年度における間接補助事業の継続実施の可否等に関する審査 基準の作成等及び審査委員会(以下「委員会」という。)の設置運営
- ウ 間接補助金の交付(交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。)
- エ 間接補助金の交付決定を受けた者(以下「間接補助事業者」という。)の指導監督
- オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応
- カ 上記に関する付帯業務

#### (5) 交付規程の内容

- ① 交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条まで第19条並びに第20条に準じた事項並びに事業報告書の提出その他必要な事項を記載するものとする。
- ② 間接補助金の交付手続等について、交付要綱第17条による電磁的方法による場合は、交付規程に必要な事項を定めなければならない。

#### (6) 間接補助金交付先の採択等

- ① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、採 否に関する審査基準(案)を作成し、環境省と協議の上、採択のために設置した委員会の承認を受けるものとする。
- ② 補助事業者は、①の審査基準に基づき、必要に応じて委員会に諮った上で、間接補助金交付先の 採択を行う。
- ③ 間接補助金交付先の採択は、環境省環境再生・資源循環局長と協議の上、行うものとする。

### (7) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

### (8) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正 かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に 大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

#### (9) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部 又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は 納付させることがある。

## (10) 事務費の中間検査

環境省は、交付決定日以降6ヶ月までの補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

## 第4 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業が完了した日からその年度末までの期間及びその後の1年間の期間について、再生プラスチックの回収量、供給量及び供給先の変化、設備の使用状況等に関する事業報告書を大臣又は、大臣の指定する者に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。

### 第5 指導監督

(1) 間接補助事業の適正な実施の確保

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、 この実施要領に基づき指導監督を行う。

(2) 間接補助事業完了後において従うべき条件

大臣は、間接補助事業が交付要綱第7条第十一号イ、ウ及びエに基づき付した条件に適合していないと認められる場合には、間接補助事業者に対して条件に適合するよう指示をすることができる。

### 第6 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領(以下「交付要綱等」という。)に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

### 附則

この実施要領は、令和7年3月28日から施行する。

別表第1

別衣弟 I 	,				
1 間接補助	2 間接補助	3 間接補助対象	4 基準額	5 交付額の算定方法	
事業の区分 事業の内容		経費	1 坐中膜	0 人门版小开几分四	
自動車におけ	使再生材の品	事業を行うために	補助事業者	ア 総事業費から寄付金その他	
る再生材供給	質保証のため	必要な設備費並び	が必要と認	の収入額を控除した額を算出	
拡大に向けた	の物性・懸念	にその他必要な経	めた額	する。	
産官学連携推	化学物質等の	費で補助事業者が		イ 第3欄に掲げる間接補助対	
進事業	分析及び使用	承認した経費(間		象経費と第4欄に掲げる基準	
	済自動車に係	接補助対象経費の		額とを比較して少ない方の額	
	る資源回収イ	内容については、		を選定する。	
	ンセンティブ	別表第2に定める		ウ アにより算出された額とイ	
	制度に参加す	ものとする。)		で選定された額とを比較して	
	る事業者によ			少ない方の額に1/2を乗じ	
	るプラスチッ			て得た額を交付額とする。ただ	
	ク回収量拡			し、算出された額に1,000	
	大・輸送効率			円未満の端数が生じた場合に	
	向上を図る以			は、これを切り捨てるものとす	
	下の事業を対			る。	
	象とする。				
	(1)リサイ				
	クル事業者に				
	よる再生材の				
	品質保証のた				
	めの物性・懸				
	念化学物質等				
	の分析装置導				
	入				
	(2)使用済				
	自動車に係る				
	資源回収イン				
	センティブ制				
	度に参加する				
	事業者による				
	プラスチック				
	回収量拡大・				

輸送効率向上		
のための破砕		
設備導入		

# 別表第2

1 区分	2 費目	3 内容
設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器本体の購入並びに
		購入物の運搬、据付け、試運転調整等に要する経費

# 別表第3

1区分	2費目	3細目	4細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保 険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわ かる資料を添付すること。
		賃金 報酬・給 料・職員手 当		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者(地方公共団体においては会計年度任用職員に限る。)に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必 要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料(借料)をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費備品購入		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。